



平成25年7月9日

各位

会社名 株式会社 岩手銀行  
代表者名 取締役頭取 高橋 真裕  
(コード番号 8345 東証第一部)  
問合せ先 取締役 総合企画部長  
兼広報CSR室長  
三浦 茂樹  
(TEL 019-623-1111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成25年7月9日付取締役会決議において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の実現を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	600,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.27%)
(3) 株式の取得価額の総額	3,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	平成25年7月10日～平成25年12月10日
(5) 取得の方法	東京証券取引所における市場買付け ① 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による買付け ② 取得する株式の総数から上記①により取得した株式の数を控除した数を上限とする、信託方式による市場買付け

(注) 市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性がある。

(ご参考)

1. 平成25年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	18,360,839株
自己株式数	736,947株

2. 今回取得する自己株式は、取得終了後に消却する予定です。

以上